

資料 2

武蔵村山市総合教育会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市総合教育会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第1条の4第6項ただし書に規定する非公開情報に係る会議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 市長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、武蔵村山市総合教育会議設置要綱（平成27年武蔵村山市訓令（乙）第112号）第6条に規定する課（以下「事務局」という。）にその理由を説明させ、会議の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席者の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る会議を行い、当該会議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る会議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 市長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 市長が前項の許可をしたときは、事務局は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が会議に諮って定め

る。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。